

太子町広告掲載取扱い要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、太子町（以下「町」という。）が、インターネット上に公開している町ウェブサイト及び町広報紙「広報太子」（以下「町広報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第 2 条 前条に規定する広告は、住民生活の利便性の向上に寄与するもので、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの。主義主張などの意見広告やこれに類するもの
- (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 町が推奨しているかのような、誤解をあたえるもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (10) 社員等の求人広告またはこれに類するもの
- (11) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 町及び町ウェブサイト並びに町広報の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (14) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（第 4 条第 1 項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したホームページ又はウェブサイト（以下「広告主ホームページ等」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み)

第 3 条 町ウェブサイト及び町広報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、太子町ウェブサイト及び町広報紙「広報太子」広告掲載申込書

(様式第1号。以下「申込書」という。)を、広告掲載月の前月の一日までに町長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第4条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、広告審査会を開催し、第2条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、太子町ウェブサイト及び町広報紙「広報太子」広告掲載申込に係る審査結果(通知)(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 広告審査会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は総務部長を、委員は教育委員会事務局教育次長、まちづくり推進部長をもって充てる。

4 委員長は必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(広告原稿の作成等)

第5条 広告主は、町が指定する期日までに、広告原稿を電子媒体及び紙に印刷したもので町に提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に町と協議しなければならない。

3 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第6条 町ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 天地 50 ピクセル×左右 130 ピクセル

(2) 画像形式 GIF形式(ただし、アニメーション GIF は不可)

(3) 容量 40KB 以内

2 町ウェブサイトへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告全体、または一部を高速に点滅させることは認めない。

4 町広報に掲載する広告の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 大枠：天地 6 センチメートル×19.5 センチメートル、小枠：天地 6 センチメートル×9.7 センチメートル

(2) 色 2色刷り

5 町ウェブサイト及び町広報の広告の掲載位置、掲載順序は、町が指定する。

6 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 町ウェブサイト広告の掲載期間は、3ヶ月単位とする。

- 2 町ウェブサイト広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時を持って終了するものとする。
- 3 町ウェブサイト広告掲載期間中、町の都合により町ウェブサイトを開鎖した時間が生じたときは、開鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間について広告掲載を延長するものとする。
- 4 町長は、公職選挙法等に基づく公示(告示)期間中は町ウェブサイト広告掲載を中止することができる。
- 5 広告を掲載する町広報は、毎月1日に発行し、掲載期間は1ヶ月単位とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する納付書により、指定期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第11条 町長は、町ウェブサイト及び町広報に掲載している広告が、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消す事ができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく、開鎖されたとき
- (4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申し込み時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると町長が判断したとき
- (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると町長が判断したとき

2 前項の規定による広告掲載の取消により生じた広告主の損害については、町は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、町長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

			料 金（税込み）
町ウェブサイト 掲載料	3 ヶ月	町内の事業所等	15,000 円
		町外の事業所等	18,000 円
	6 ヶ月	町内の事業所等	27,000 円
		町外の事業所等	32,400 円
	12 ヶ月	町内の事業所等	48,000 円
		町外の事業所等	57,600 円
町広報掲載料	大枠 （1 ヶ月）	町内の事業所等	8,000 円
		町外の事業所等	10,000 円
	小枠 （1 ヶ月）	町内の事業所等	4,000 円
		町外の事業所等	5,000 円

様式第 1 号

年 月 日

太子町ウェブサイト及び町広報紙
「広報太子」 広告掲載申込書

太子町長 様

(申込者)

住 所

氏名 (名称)

電話番号

太子町のウェブサイト及び町広報紙「広報太子」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。なお、掲載が許可された場合は、太子町広告掲載取扱い要綱を遵守いたします。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日
希望媒体	<input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> 町広報紙
広告内容 (ホームページ アドレス)	
業 種	
事業内容	
添付書類	
備 考	

様式第 2 号

年 月 日

太子町ウェブサイト及び町広報紙「広報太子」
広告掲載申込に係る審査結果（通知）

様

太子町長

年 月 日付けで提出された太子町ウェブサイト及び町広報紙
「広報太子」広告掲載の申し込みについて、下記のとおり通知します。

審査結果	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲載できない 理由	太子町広告掲載取扱い要綱第 条第 項の規定による。

※ 掲載する場合は下記のとおりとなります。

掲載期間	年 月 日から 年 月 日
料金（予定）	円
その他	<ul style="list-style-type: none">掲載に関しては太子町広告掲載取扱い要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。 （申込者のウェブサイトがリンクしているウェブサイトについても要綱の適用を受けますのでご了承ください。）広告内容等については、太子町総務部総務政策課と協議して下さい。広告掲載料については、指定期日までに納入して下さい。